1　ごみ処理体制等の概要

（1）ごみの分別区分

①　ごみの分別区分

一般家庭から排出されるごみは、「燃やすごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に分別しています。このうち「資源ごみ」については、さらに「かん」「びん」「ペットボトル」「新聞」「雑誌」「雑がみ」「段ボール」「紙パック」「衣類」に再分別しており、全体で 8 項目 13 分別に区分しています。

図表 1　ごみの分別区分（8 項目 13 分別）

No.	分別区分			主なもの
1	燃やすごみ			生ごみ、皮革製品、ゴム製品等（※）
2	燃えないごみ			金属製品、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品等（※）
3	有害ごみ			蛍光灯、電球、スプレー缶、乾電池、体温計、ライター、充電式小型家電
4	粗大ごみ			原則、大きさが 1 辺 50cm を超えるごみ。 大きさにかかわらず粗大ごみとなるものとして、暖房器具、AV・OA 機器（パソコンは除く）、食器乾燥機、扇風機、電子レンジ、ミシン、掃除機、餅つき機、湯沸機。
5	資源ごみ	かん		飲料用または食料用のスチール又はアルミ製のもの
6		びん		飲料用または食料用のガラス製のもの
7		ペットボトル		PET ボトル認識表示マークがあり、飲料、特定調味料のもの
8		紙・衣類	新聞	新聞紙・チラシ
9			雑誌	雑誌、書籍
10			雑がみ	封筒、メモ用紙、ダイレクトメール、紙製容器包装等
11			段ボール	段ボール紙
12			紙パック	牛乳パック等
13			衣類	着られる状態の衣類 （下着・肌着・靴下、衣類ではない布類を除く）

※ 1 辺が 50cm を超える場合は粗大ごみ。

② ごみの分類体系

当市におけるごみの分類体系は、次のとおりです。

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみを「燃やすごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」に分類します。

イ 資源ごみ

資源ごみをかん、びん、ペットボトル、紙・衣類、剪定枝・刈草などに分類します。

ウ 生活系ごみ

一般家庭から出されるごみ発生するごみのことを「生活系ごみ」とし、「家庭系ごみ」及び「資源ごみ」に分類します。

エ 事業系ごみ

事業活動に伴い排出されるごみを「事業系ごみ」とし、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」及び「剪定枝・刈草」に分類します。

オ （ごみ）排出量

生活系ごみと事業系ごみの合計を「（ごみ）排出量」とします。

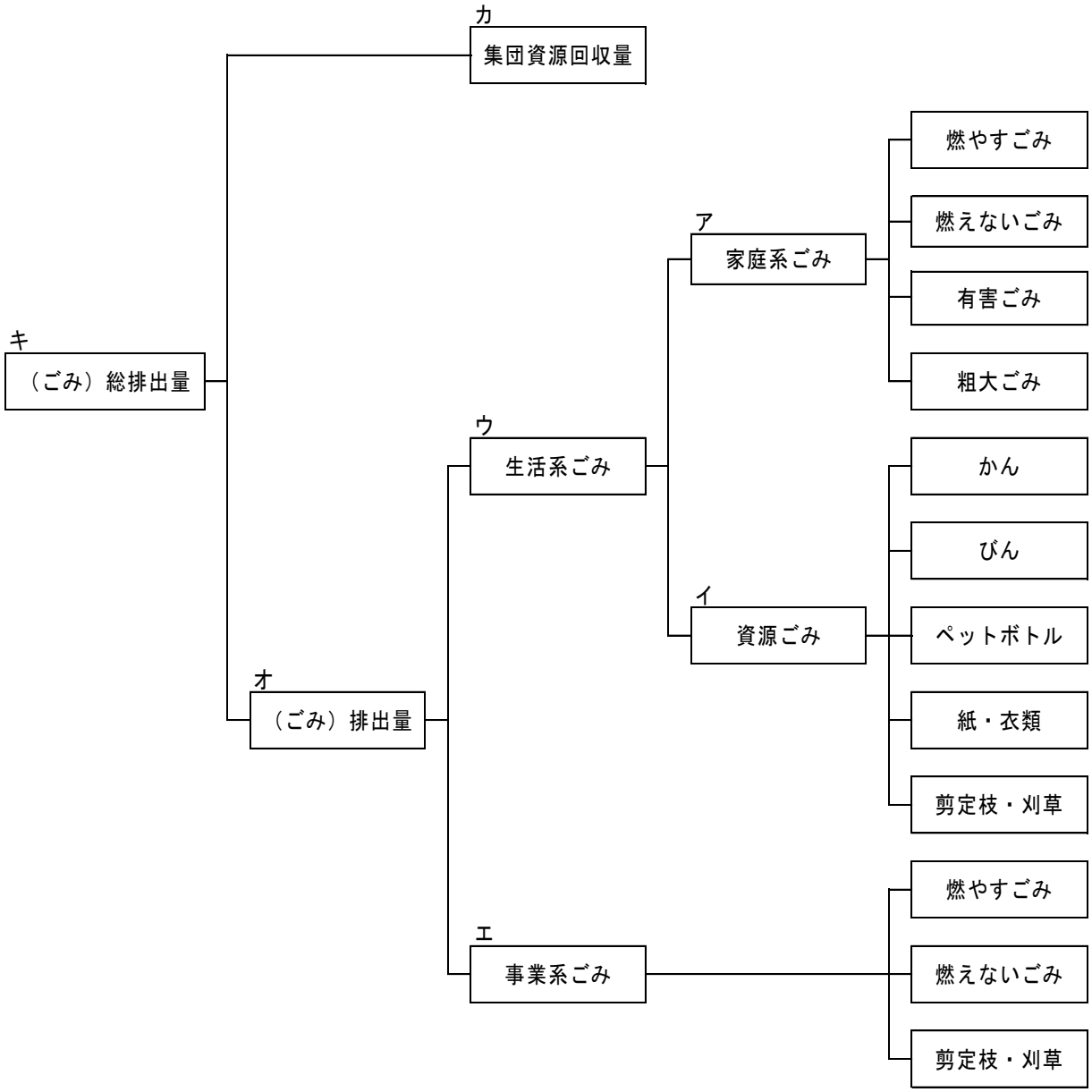
カ 集団資源回収量

家庭から排出される資源物のうち、自治会等の団体により回収された資源ごみは生活系ごみから除いて、「集団資源回収量」に集計します。

キ （ごみ）総排出量

（ごみ）排出量と集団資源回収量の合計を「（ごみ）総排出量」とします。

図表 2　ごみの分類体系


キ
（ごみ）総排出量
カ
集団資源回収量
オ
（ごみ）排出量
ウ
生活系ごみ
エ
事業系ごみ
ア
家庭系ごみ
イ
資源ごみ
燃やすごみ
燃えないごみ
有害ごみ
粗大ごみ
かん
びん
ペットボトル
紙・衣類
剪定枝・刈草
燃やすごみ
燃えないごみ
剪定枝・刈草

（２）ごみの収集・運搬

「燃やすごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」はステーション方式で収集しており、「粗大ごみ」は直接搬入又は予約による戸別収集を行っています。

このほか、「紙・衣類」や「乾電池」については、公共施設等を利用した拠点方式による回収も実施しています。

収集方法は、粗大ごみ以外は集積所に分別排出されたものを指定曜日に市又は委託業者が収集・運搬し、粗大ごみは、直接搬入又は戸別収集を行っています。

事業系一般廃棄物は、許可業者が収集・運搬しています。

図表 3　ごみの収集・運搬

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>収集運搬の主　体</th><th>収集回数</th><th>収集方法</th><th>搬入先</th></tr>
<tr><td rowspan="8">生活系</td><td>燃やすごみ</td><td rowspan="3">委託業者</td><td>週 2 回</td><td>ステーション方式</td><td>東埼玉資源環境組合第一工場</td></tr>
<tr><td>紙・衣類</td><td rowspan="2">月 2 回</td><td>ステーション方式・拠点回収</td><td rowspan="2">再資源化処理施設</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td rowspan="5">ステーション方式</td></tr>
<tr><td>か　　ん</td><td rowspan="4">市 直 営
委託業者</td><td>週 1 回（毎月第 3 週を除く）</td><td rowspan="5">吉川市環境センター</td></tr>
<tr><td>び　　ん</td></tr>
<tr><td>燃えないごみ</td><td rowspan="2">月 1 回</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>直接搬入
市 直 営
委託業者</td><td colspan="2">直接搬入
・電話予約による戸別収集</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業系</td><td>燃やすごみ</td><td rowspan="2">許可業者</td><td colspan="2" rowspan="2">事業者と許可業者との契約に基づき、収集回数及び方法を取り決める</td><td>東埼玉資源環境組合第一工場</td></tr>
<tr><td>燃えないごみ</td><td>吉川市環境センター</td></tr>
</table>

（３）施設の概要

図表４　ごみ処理施設の位置図



★東埼玉資源環境組合
堆肥化施設
敷地面積：7,800 ㎡
竣　　工：H11.9.30
処理能力：一次破砕機 4.5t
二次破砕機 3.0t
三次破砕機 0.9t



●東埼玉資源環境組合
第一工場【リュース】
敷地面積：45,875.44 ㎡
竣　　工：H7.9.30
処理能力：焼却炉 800t/日
（200t/日×4 炉）



●東埼玉資源環境組合
第二工場【パーシクル】
敷地面積：33,925.16 ㎡
竣　　工：H28.3.15
処理能力：焼却炉 297t/日
（148.5t/日×2 炉）



●東埼玉資源環境組合 第二工場
汚泥再生処理センター【八條キラリ】
敷地面積：25,884.14 ㎡
竣　　工：H30.3.5
処理能力：260 kl/日
（生し尿：31.0kl/日
浄化槽汚泥：228.5kl/日
農業集落排水汚泥：0.5kl/日）



■吉川市一般廃棄物最終処分場
敷地面積：29,100 ㎡
竣　　工：H6.6.30
埋立処分地：面積 12,000 ㎡
容積 51,100 ㎥
対 象 物：破砕後の不燃物



●吉川市環境センター
敷地面積：12,000 ㎡
竣　　工：H6.3.31
処理能力：30t/5h
対 象 物：粗大ごみ、不燃ごみ



■東埼玉資源環境組合
一般廃棄物最終処分場
【エコパーク吉川みどり】
敷地面積：47,938.51 ㎡
竣　　工：H14.3.31
埋立処分地：面積 31,000 ㎡
容積 170,000 ㎥
対 象 物：溶融スラグ



① 吉川市粗大ごみ・不燃ごみ処理施設

ア 施設の概要

項　　目	内　　容
所　在　地	吉川市大字鍋小路 431 番地
敷 地 面 積	約 12,000 ㎡
着　　工	平成 4 年 7 月 20 日
竣　　工	平成 6 年 3 月 31 日
処 理 能 力	30t/5h



② 吉川市一般廃棄物最終処分場

ア 施設の概要

項　　目	内　　容
所　在　地	吉川市大字鍋小路 431 番地
総　面　積	約 29,100 ㎡
着　　工	平成 4 年 9 月 25 日
竣　　工	平成 6 年 3 月 31 日（水処理施設工事） 〃　6 月 30 日（土木工事）
遮水工の方法	鋼矢板及び洪積粘性土層（不透水層）による遮水
埋立処分地	・面積　12,000 ㎡　・容積　51,100 ㎥ ・埋立型式　セル方式　・対象物　破砕後の不燃物

イ　埋立量の推移

年度	不燃残渣埋立量(㎥)	覆土量(㎥)	累積埋立量(㎥)	残余容量(㎥)	埋立率
H6	414.41	0	414.41	50,685.59	0.81%
H10	101.77	0	1,386.25	49,713.75	2.71%
H15	274.27	0	2,255.43	48,844.57	4.41%
H20	274.35	0	3,617.59	47,482.41	7.08%
H25	272.27	0	4,935.56	46,164.44	9.66%
H30	284.33	0	6,320.05	44,779.95	12.37%
R1	262.21	0	6,582.26	44,517.74	12.88%
R2	328.27	0	6,910.53	44,189.47	13.52%
R3	289.69	0	7,200.22	43,899.78	14.09%
R4	276.73	0	7,476.95	43,623.05	14.63%

※ 埋立量は 1 ㎥あたり 1.15t で算出している。

※ 放射能汚染土（平成 23 年度 634.22 ㎥）及びその覆土分（平成 23 年度 1,185.20 ㎥）は、仮置きの状態であるため、計上していない。



（４）ごみ処理の流れ

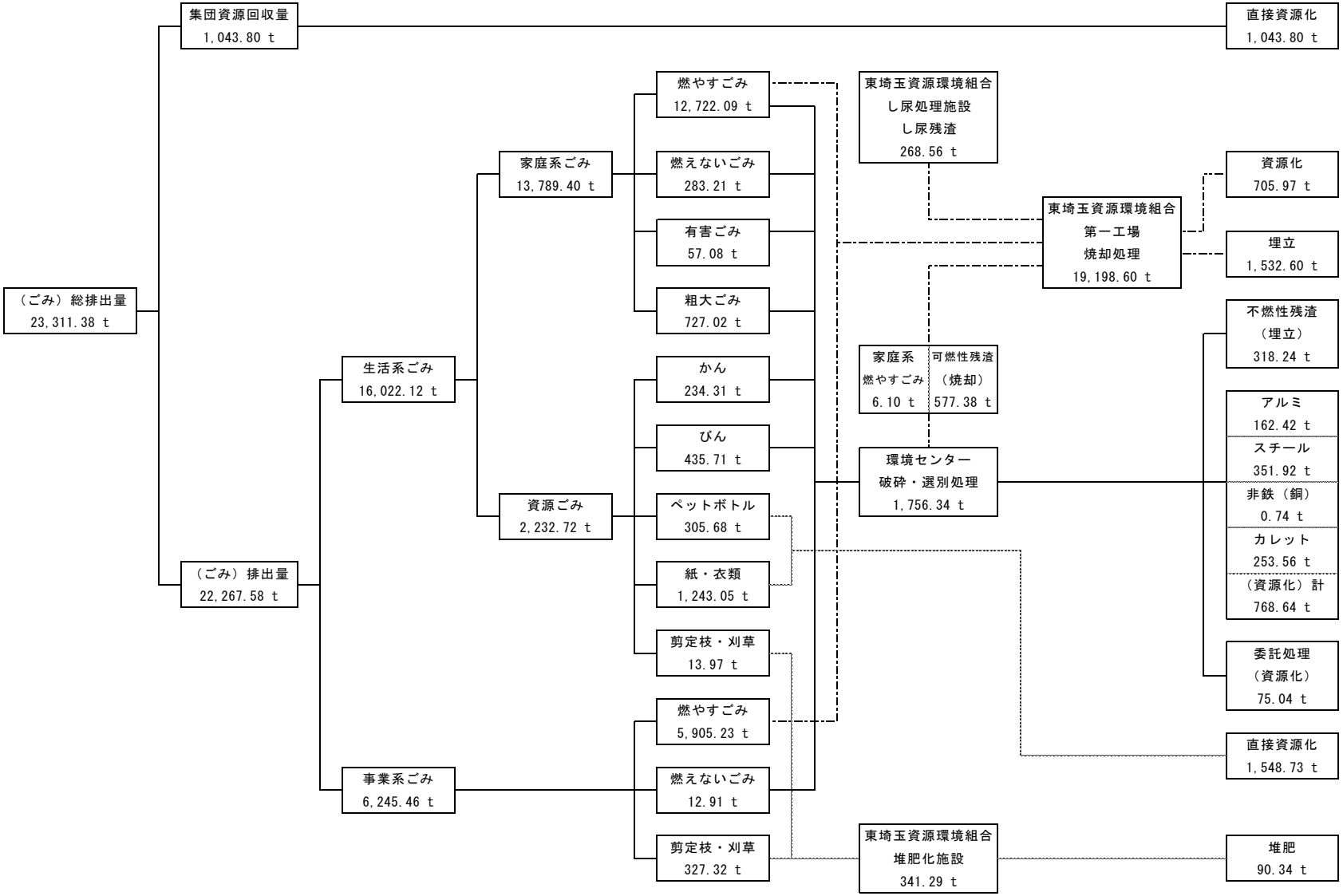
本市の中間処理は、焼却施設として本市を含む近隣 5 市 1 町で構成する東埼玉資源環境組合の第一工場、破砕・選別処理施設として吉川市環境センターの 2 つの施設で実施しています。

燃やすごみは、生活系、事業系ともに東埼玉資源環境組合第一工場で焼却処理を行っています。紙・衣類、ペットボトルは、それぞれ民間の再資源化処理施設に直接搬入し、再資源化しています。それ以外のごみは環境センターに搬入され、破砕・選別処理を行っています。

また、東埼玉資源環境組合堆肥化施設に搬入した剪定枝・刈草は、焼却処理を行わず、資源として有効利用するため、堆肥化を行っています。

中間処理後の資源化できないもので、焼却残渣である焼却灰、ばいじん等は主に県外の民間処分場に埋め立て処理をしており、不燃残渣は、環境センター一般廃棄物最終処分場に埋め立て処理しています。

図表 5　ごみ処理の流れ（令和 4 年度実績）



資料 1-ごみ処理体制等の概要